

子どもにとって望ましい集団生活ができる規模について

幼児期の教育

○教育基本法 第11条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである事にかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に関する良好な環境の整備その他適正な方法によって、その振興に努めなければならない。

○学校教育法22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○学校教育法23条

幼稚園における教育は、22条に規定する目的を実現するため、5領域(「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」)の目標を達成するよう行う。

人とのかかわりに関する領域「人間関係」の目標

集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

(学校教育法第23条第2号)

○新幼稚園教育要領(平成30年度施行)

〈第2章〉人とのかかわりに関する領域「人間関係」に係るねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。



一定の集団が必要

一定の集団規模の考え方

①幼稚園設置基準(文部科学省令)

○1学級の園児数…35人以下を原則とする。(第3条)

②平成23年度文部科学省委託「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」

(平成24年3月 社団法人全国幼児教育研究協会)

出典：文部科学省ホームページ「社団法人全国幼児教育研究協会 研究概要」

○実地調査及び意識調査からの考察

一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4、5歳児は21人以上30人ぐらいの集団が適切だと考えられていると言うことができる。

○教員が望む1学級の幼児数

発達の段階を考慮すれば、3歳児は基本的な生活習慣を個々に身につけることがまず優先される。また、4、5歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活が得きようになっていく。こうした発達の過程を考慮すれば、3歳児は20人以下、4、5歳児は20人以上、中でも5歳児は25人以上が望ましいということであろう。

○今後の課題

1.「幼児期に必要な集団でのかかわり」がもつ意味内容の検討

→集団の育ちについてその必要な最低限の人数だけで考えるのではなく、「幼児期に必要な集団でのかかわり」がもつ意味内容から更に検討していく必要がある。

2.教員が望むよりよい保育のための1学級の幼児数の検討

→担任、幼児各々の学級の適正規模を、さまざまな保育活動の場面について追跡し、そこから保育の在り方自体を探っていく必要がある。

3.「協同性」の概念の検討

→教育現場において、協同性と自己発揮が相反するものと考えられていたり、協同性と社会性が混乱して使われていたりすることが少なくない。このように「協同性」がさまざまな意味で使われている現状においては、特に幼児集団、またはその形成過程との関連で「協同性」の概念の検討が必要である。

4.研究方法の工夫

→幼児集団の形成過程における集団の質的な変容を捉えるためには、集団の育ちを追跡していく手法について研究手法上、工夫が必要である。

③他市の事例(考え方)

奈良市:各年齢1学級編成にせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要がある。

学級内のグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席があっても、3、4名のグループが3つ以上作れることを基本として、最低15名が必要と考える。

大分市:グループ活動が堅実におこなえる目安の人数として5人程度の小グループを3つ以上作り集団保育の教育的効果を高めること、効果的な園運営の観点などを勘案し、学級編成基準の下限を15人とする。

由布市:幼児期の発達段階や集団性や個々に応じた指導、また幼稚園経営を勘案。10人を下回ることはないよう園児を確保する工夫や努力が必要。

富山市:集団としての教育効果の面から、1学級おおむね15人以上とする。

少人数の学級には、一人一人の幼児に応じた指導がしやすいというよさがあるが、近年、家庭や地域において人とかかわる機会が減少していることを踏まえると、幼稚園において多数の幼児とともに生活することの意義は大きい。